

## 光学奨励賞規程

2015年1月

1. この規程は光学に於ける新進の研究者に対して日本光学会が行う表彰について定める。
2. この表彰を「光学奨励賞」という。
3. 表彰の対象は表彰年度の前年の1年間に発行された「光学」および「Optical Review」に発表された原著論文の第1著者とする。ただし「光学」および「Optical Review」に数年間にわたり継続発表された原著論文の第1著者を含む。
4. 受賞候補者は日本光学会会員で、原則として表彰年度の4月1日において満30歳未満の者とする。
5. すでに公に顕著な賞を受けた論文の著者は、同じ論文の著作に関しては原則として表彰しない。
6. 表彰は毎年2件以内とする。
7. 表彰は毎年日本光学会年次学術講演会において行う。
8. 受賞者の選考は日本光学会会長が委嘱した光学奨励賞選考委員会が行う。
9. 受賞者が決定したとき光学奨励賞選考委員会は選考の経過および結果を日本光学会理事会に報告する。

附則 この規程は2015年1月1日より施行する。

附則2 2015年度の表彰は行わない。2016年度の表彰の対象には2014年4月から2014年12月までに発行された「光学」および「Optical Review」に発表された原著論文の第1著者を含める。